



大宜味村

No.176

令和4年9月1日

2022年

# 議会だより



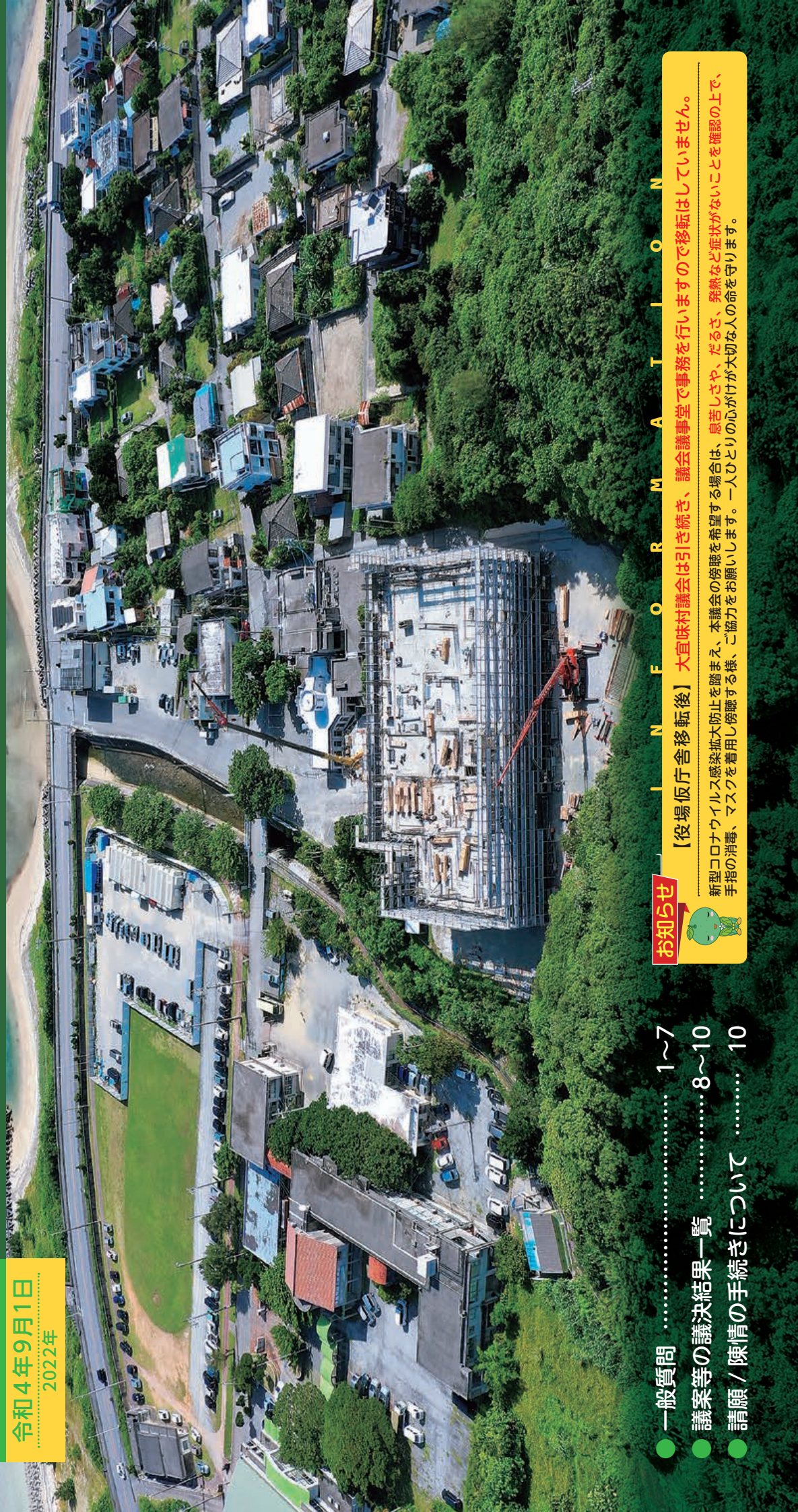
議会

ホームページも

見てね!



詳しい内容については、大宜味村議会ホームページまたは各公民館に配布されている議会会議録をご覧ください



- 一般質問 ..... 1～7
- 議案等の議決結果一覧 ..... 8～10
- 請願 / 陳情の手續きについて ..... 10

お知らせ



【役場仮庁舎移転後】大宜味村議会は引き続き、議会議事堂で事務を行いますので移転はしていません。

新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえ、本議会の傍聴を希望する場合は、息苦しさや、だるさ、発熱など症状がないことを確認の上で、手指の消毒、マスクを着用し傍聴する様、ご協力をお願いします。一人ひとりの心がけが大切な人の命を守ります。



宮城 貢 議員

### 令和4年度大宜味村一般会計補正予算(第1号)について

**問1** 令和4年第3回臨時議会、

議案第21号について議会だより 私の賛成討論があるが、改めて要旨として質問したい。補正予算案が、僅差で否決された。今回の補正予算案は、裁判を進めていく費用（弁護士委託料）が計上されており、裁判所より第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状が来ている。欠席すると『相手の言い分が全て正しい』と認める事になり、原告の請求をそのまま認める形で判決が出る。相手は

2億1362万円の損害金支払いを求め提訴している。5月9日告示日、議会運営委員会で議論されたのは弁護士委託料であり、議論の中で私が『目的のためなら手段を選ばないか』と話し、『今回の件は選挙に関係しているのか』を問うと、『選挙に係っている』と反対議員のリーダーである委員は返答した。原告は、『事業取消処分の違法性』を訴え、住民説明会等を行ったといったが、村民は事業再開に賛成していたか。村行政当局の説明は『地域住民との調和が図れない事業は認められない』であった。事業継続を望むなら

抗告訴訟『取消訴訟、無効確認の訴訟』だと思ふ。養殖事業の失敗の損害金だけではなく、今後3年間の営業利益まで請求する内容の訴状となっている。本予算案を否決し、村民を裏切り、相手原告側に立

つ議員に対しては、大宜味村民は長く記憶の中で、また『議会だより』等に記録として残っていく。村行政当局として補正予算案の否決をどう受け止め、どう対応していくか伺う。

**答** 宮城功光 村長

住民説明会の発言者はすべて否定的な発言であったとのこと、集まったほとんどの村民は事業再開には賛成できないと感じた。第1回の口頭弁論が去る5月24日であったが、弁護士不在のまま職員が出廷している。裁判では高度な法律の専門知識が必要とされ、このまま弁護士不在の裁判が進むと本村にとって不利益が生じる恐れがある。早い段階で弁護士費用を承認していただきたいと考えている。

私はこの間、ユーティリティセンターの代表とお会いし、話を聞いたが、大宜味村議員

が『ぜひ裁判に持ってほしい。悪くても和解の話が出てくるはずだから、そういう風に進めたらどうか』と聞いていたとお聞きした。マスクミから私に電話があったときに『和解に向かっているのか』という話をすぐに問われ、それを議員から言われたという話であったので大変驚いている。事業所の立場を取るべきなのか、村民の立場を取るべきなのか議員の資質が問われている。

**行政への意見**

このことは昨年の12月議会、議会だより3月号で分かる。原告にアドバイスを送ったようなものであり、議会の中からもそういう動きがあることは村民への大変な裏切りになる。怒りをもって村民の方たちに話していきたいと思う。



仲井間 宗利 議員

**饒波川の浜原橋の建替えは**

**問1** 浜原橋は昭和47年に施工され50年になり、老朽化している。早急な対応が求められると思うが、建替えの予定はあるのか？

**答 宮城功光 村長**

饒波川のほとんどが、砂防指定されており、沖縄県の饒波川砂防事業で、浜原橋の架け替えが予定されている。

**問2** 饒波川の浜原橋の件は、今回が2回目になると思うが、復帰の年に施工され、50年になり、2回ほど改修・補修さ

れている。早めに対策して工事を進めてほしいと思うが？

**答 宮城功光 村長**

県土木と調整して、早めにやるように要望していく。今現在、沖縄県の一括交付金等の予算の県分が10億円減額されるという情報が、沖縄振興協議会の中であり、村内の道路整備についても、なかなか予算をつけることができなく、どんどん長引いていく感じがするが、辺士名高校等にも被害を与える可能性があるため、その辺については写真を添えて、県土木のほうに、早く改修して頂くよう要望していきたい。

**饒波川護岸の陥没の対応は**

**問1** 饒波団地・辺士名高校敷地側の護岸が陥没している。

大雨が降ると冠水による被害が予想され、早急な対応を求

めるが？

**答 宮城功光 村長**

護岸も、沖縄県の饒波川砂防事業で、改修工事が予定されている。両方（浜原橋）とも整備年度は決定していないが、現段階の計画では、令和10年までに事業が完了することになっている。

**問2** 饒波川護岸については、3〜4年前の大雨には、いっぱいいっぱい来ました。増水した場合に、辺士名高校は堀

がされているので水は入っていかず、直接民家にいくと思

**答 花田義徳 建設環境課長**

こちらの部分に関しても、現在、沖縄県の事業として計画されている。危険箇所に関しては沖縄県に対し早期に工事着工できるように要望していきたい。



饒波川護岸の陥没状況 ※増水前 (令和4年6月)

浜原橋前の陥没状況 (令和4年6月)



大山 美佐子 議員

### コミュニティバスについて

**問1** 大宜味村バス対策協議会等で検討が必要と言っていたが検討はされたのか？

**答** 宮城功光 村長

今後、コミュニティバスを設置した際にどこまでが運行可能かどうか、総合事務局と協議している。今現在行われている、障がい者移動支援・高齢者安心カー・買い物支援事業の拡充が望ましいのか検討していく。

**問2** 村民誰もが気兼ねなく乗れるコミュニティバスが必

要である。昼間空いているスクールバスの活用とかできないのか？

**答** 宮城功光 村長

私も前々からぜひ設置したいと思っており、どういう形で出来るのかというのをいち早く調整し、障がい者・高齢者だけでなくいろんな形で活用できないかどうか検討する必要があるのかなと思っ

**答** 宮城豊 教育課長

今後はデマンド型交通、利用者の事前予約に応じる形で運行経路や運行スケジュール、それに合わせて運行するスタイルも考えていかなければと思うが、実態にそぐうような形で今後は対応したい。

**答** 島袋幸俊 副村長

スクールバスを活用した事例が本土にもあるという返事をもらい、スクールバスを使うためのコミュニティバスの運用

というのはできると思う。公共交通は村にも大切な手段なので、そのあたりも踏まえ検討しなければいけないと思う。

### 行政への意見

気兼ねなく使えるコミュニティバスの運行を願う。最初は利用者も少ないと思うが、定例化すると利用者も増えると思う。週1回でもいい。ぜひコミュニティバスの実現を強く要望する。

### 憲法九条改憲について

**問1** ロシアのウクライナ侵略戦争から4カ月目になる。絶対に許されることではない。日本の改憲勢力は、敵基地攻撃能力保有論や、核保有論まで公言し、「憲法改憲」に前のめりになっている。大宜味村憲法九条を守る会と大宜味村が共同で「憲法九条の碑」を建立された村長として、「憲法九条改憲」に対し、どう考えるか？

**答** 宮城功光 村長

台湾有事や北朝鮮問題等、世界では戦争や紛争が収まらない。一日も早く世界平和が来ることを願っている。憲法九条の改憲については、去る5月の新聞報道で首長のアンケート調査でも、私は改憲は反対と回答している。





宮城 良治 議員

### 裁判費用の否決は全国初の事例、対応は大丈夫か？

**問1** バナメイエビ養殖事業者が事業再開の申請を不承認としたことで事業を営む権利を侵害されたとして村に今後3年間の営業利益や弁護士費用など計2億1,362万円の損害金の一部に当たる1億円の支払いを村に求める裁判が行われている。

5月12日、臨時議会において弁護士委託費用を除いた修正案が提出され、5名の議員が修正案に賛成し可決された。5月24日に行われた第1回口頭弁論では弁護士を立てられない状況で、どのように対応

したのか。

### 答 宮城功光 村長

指定代理人として、企画観光課長の方で対応している。

### 問2

訴訟費用を否決した事例があるのか調査依頼をした。

地方自治体を被告とする、訴訟に対応するための予算の否決の事例は大宜味村議会が全国で初めての事例となった。

訴えられている以上は弁護士を立て応訴しなければならぬ。弁護士委託費用に反対している議員の発言を確認すると原告に味方しているようにも思えてくる。感染症発覚後の住民説明会で事業再開に当たっては小学校跡地活用の募集要項の中にある「地域住民の理解が得られる事業である事」という文言も確認した。住民に理解が得られなかったのは事業者の問題で、村としては地域住民と調和が図られていない事業を承認できるはずがない。臨時議会終了後か

ら議員有志でエビ養殖事業者との問題をアンケート調査し、446名の方から回答を頂いた。

### アンケート内容として

養殖業者が事業再開の申請を不承認としたことで事業を営む権利を侵害されたとして村に今後3年間の営業利益や弁護士費用など計2億1,362万円の損害金の一部に当たる1億円の支払いを村に求める裁判が行われている。しかし5月12日の臨時議会において弁護士委託費用が認められず、村は現在弁護士を立てられず裁判に挑んでいるが、応訴に向けて弁護士委託費用をどうすべきだと思えますか？という質問に対し、「弁護士費用を認めるべき」、「わからない」、「認められない」、の3択で行いました。結果は「弁護士費用を認めるべき」が439名、「わからない」が6名、「認められない」が0名、「無記入」が1名という結果になった。

### 住民からの意見

● 裁判に負けた場合、弁護士費用を認めなかった議員に責任はないのか。

● 弁護士委託費用を認めなかった議員の中に元役場職員がいるが、管理職を務めた人の判断とは思えない。

● 議会は地方自治法に順じて判断すべきである。

● 村政に対し最初から反発心を持ち感情的になり判断を誤ってはいけない。また弁護士費用に反対している議員の中に次期村長選挙立候補予定者がいる。裁判に負けた場合、村民の不利益になるとは考えられなかったのか。百条委員会のように選挙材料にしたかったのか、どちらにしても大宜味村が訴えられている以上、弁護士を立て応訴するしかない。



吉浜 覚 議員

子供からお年寄りまで安心・安全な村づくりを問う

**問1** 村長は、医療機関の充実として、訪問診療・往診・訪問看護・看取り等の促進を2期目の政策を行動する村政を訴えているが、成果と課題、対策の説明を求めらる。

**答** 宮城功光 村長

成果は、村立診療所において、在宅や施設の訪問診療を外來の休診日に可能な範囲で行っており、看取りも現在行っているという。訪問看護は、近隣市町村の事業所で、村内での対応が可能な事業所を利用している。課題は、村立診療所での往診ですが、現

在対応できていない状況である。対策は、今後も村立診療所と連携をして対応しながら、2028年度に開院予定している公立北部医療センターの付属診療所への移行も含めて、検討、調整を行っていきたい。

**問2** 前回質問した時には、一人の医者だから対応は厳しいと答弁。しかし、過去に一人の医者が十分対応していた時がある。政策には期待感もあったが期待外れで、村外からの送迎で残念に思っている。公立北部医療センター整備の説明で、付属診療所、既存の診療体制及び診療機能の維持の配慮、それから離島へき地連携を見据えたシステムの整備計画があるので、医者一人でやるのではなく基幹病院と連携して、村民が十分医療サービスや介護と連携システムを作るために付属診療所に移行すべきだと思っているが。

**答** 宮城功光 村長

北部市町村会の中で情報を連携しながらやっているが付

属診療所としての決定は、検討しながらやっていかなければならないかと情報を得ている。先生がいいから多くの、村外からも診察に来るわけですから、今の状態で十分やっていけると思っており、付属診療所については、検討をしながら村民の思いも聞きながらやっていきたい。

### 行政への意見

国頭にも国頭の診療所がある。そして医師会から派遣されている先生、また国頭にも派遣したり、総合的に体制をつくること。一市町村だけで率先して、歪をつくることはよくないと思うので、付属診療所への移行を検討していただきたい。

地域資源を活かした希望の持てる未来づくりを問う

**問1** 科学が文化国家の基礎

であるという確信の下、行政、産業及び国民生活に科学を反

映、浸透させることを目的とした日本学術会議は「国立自然史博物館設立の必要性」を提言している。やんばるの森や県民の命とくらしを守っていくためにも、博物館を誘致設立することは意義深いものと認識している。本村での設立を積極的に誘致すべきと思うが、村長の誘致する姿勢を伺う。

**答** 宮城功光 村長

県などの指導を頂きながら積極的に取り組んでいきたい。

**問2** 日本学術会議と交流や調整はなさっているのか。

**答** 福地亮 企画観光課長

直接の交渉というのではない。

**問3** 提言の趣旨は大切だと思ふ。連携するのか。

**答** 福地亮 企画観光課長

誘致の前に、やんばるの森が貴重であるということから、何かできればという思いで、取り組ませて頂きたい。



大城 邦彦 議員

### 村道、農道、集落等における道路の維持管理について

どの維持管理が必要と思うか。

2 上原区からサーウイ地区への道路の維持管理が、近年行われておらず、周辺農家から苦情があり、村が管理すべきと思うか。

3 上原区内外周道路の草刈等の管理が行われず大変困っているとの苦情がある。この道路周辺には5世帯があり、個人で管理するには大変負担があるとのことで、村として維持管理すべき道路と思うか。

#### 答 宮城功光 村長

1 点目に、現場確認したところ、防護柵の腐食がひどく、機能していない箇所があり、今後、修繕個所の検討を行いながら、交通安全対策特別交付金を活用し修繕を行う。2 点目の道路は、小規模土地基盤整備事業で整備された農道であり、基本的に受益者が管理となっている。しかし、基幹農道で多くの村民が生活道路

として利用する農道については、年2回以上草刈作業を行っている。サーウイの農道においては、高齢化も進んでおり、受益者だけで厳しい場合は、現場を確認して草刈等を実施したい。3 点目については、

集落道路も村管理で建設環境課の管轄である。現在、村管理道路が広範囲でなかなか草刈等の管理が出来ておらず、交通量の多い危険箇所を重点的に年1回以上、草刈を実施している。集落道路は、各区の作業等で地域住民の協力で、維持管理されている。

#### 問2

3 点目の道路については住宅があり、連絡すれば都度管理は出来そうか。

#### 答 花田義徳 建設環境課長

優先順位として交通量が多い所、それと危険箇所、そこを重点的に実施しながら、年1回は連絡等があれば対応させていきたい。

#### 答 大嶺実 産業振興課長

農業者も高齢化が進み、難しいのが実態である。農林道も管理者は村であり、調整しながらやっていきたい。

#### 問3

集落道路については基本的には区長を中心に区民で管理すべき道路かなという感覚でいたが、区で出来ない場合は役場でお願したい。

#### 答 島袋幸俊 副村長

自分が生活している上で、幾ら村が管理すべき集落道でも、ちょっとした掃除とか、今大城議員が自分の前は自分がやるべきということを言っていたが、そういう村民が多くなれば草刈の回数等も本当に必要な場所に回すことができると思う。全て村がやるということではなく、自分が生活しているところは自分が行うということを多くの村民が持つてもらいたいと思っている。

#### 問1

道路の維持管理は、道路の種類により村が管理すべき道路とそうでない道路があるのか。また、種別によって草刈等の回数を取り決めされているかなども併せ、以下について伺う。

1 根路銘集落内の河川側における車両用防護柵（ガードパイプ）の腐食がひどく、支柱へのパイプ固定金具の腐食で落下しているところが多くみられ改善を要する。車両や歩行者の転落防止対策として、腐食部の交換な



大城 佐一 議員

### 災害対策の対応について

**問1** 沖縄気象台は6月1日午後11時半ごろ大宜味村に土砂災害警戒情報、北部に大雨洪水警報を出した。その影響で以前にもあった大川団地前の河川の増水による浸食で法面の崩壊で危険な状況である。平成30年12月にも質問したが、その後の経過はどうなっているか、今後の災害に対する村の対策はどうするか。

**答** 宮城功光 村長

塩屋団地前の河川は、法定外公共物との位置づけとなり、

扱いとして利用者によって機能が保全されているものについては、機能維持の範囲内で軽微な補修などを村が行っている。

**答** 花田義徳 建設環境課長

現在、業者と相談しながら施工方法の検討と金額の関係を依頼している。

### 弁護士委託料の否決と百条調査について

**問1** 弁護士委託料は応訴活動に対して、地方自治法第232条で事務処理に必要な経費の支弁が認められた普通地方公共団体の事務の一環である。その経費を否決することで村民に多大な損害が発生すると思う、また、百条調査権といえども調査範囲には5つの限界があるが裁判中であり百条委員会は適当と思わないがど

う対応するか。

**答** 宮城功光 村長

裁判も始まり、議会においても百条委員会設置となり、委員の質問には真摯にお答えしたいが、係争中であり裁判に影響を及ぼす恐れのある発言は控えなければならぬものと考えている。

**問2** 応訴に対する弁護士委託料を、大宜味村議会は自治法でも認められた予算を否決する全国にも例がない大変恥ずかしい議会で、元役場職員2名、村長に立候補する2名もいる。弁護士委託料は義務的経費か、投資的経費なのか。

**答** 島袋幸俊 副村長

義務的経費と地方財務上うたわれてないが、それに準ずるものだと思っている。応訴に係る事務は村の事務であり、地方自治法232条で当該地方公

共団体の事務処理をする必要経費は当該団体の経費で支弁すべきだと思っている。

**問3** 百条調査権の範囲と限

界において、執行機関との関係による限界とは執行機関に裁量権が委ねられている事項は裁量権の逸脱濫用が認められない限り、百条調査権の対象とならないとあるが。

**答** 島袋幸俊 副村長

地方議会総合研究所の所長廣瀬和彦先生の記事によると、執行機関の裁量権が委ねられている事項については裁量権の逸脱濫用が認められない限り、百条調査の対象にならないと記述されており、普通財産貸付契約や事業追加承認は裁量権の範囲であり、裁量権の逸脱濫用に当たらないと考えている。



## 議案等の議決結果一覧

## 令和4年 第4回(6月)定例会

令和4年6月10日～16日の7日間の日程で第4回定例会が行われ、次のとおり決定された。

番 号	件 名	議案等の概要	結 果
諮問 第1号	人権擁護委員の候補者の推薦 について	増田 耕平 氏 (塩屋区)	適任 賛成多数
議案 第22号	大宜味村固定資産税の課税免除 に関する条例の一部を改正 する条例	沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律の施行 に伴う改正	原案可決 全会一致
議案 第23号	大宜味村国民健康保険税条例 の一部を改正する条例	前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響 による収入が減少した被保険者等に係る国民健康 保険税の減免措置を継続するための改正	原案可決 全会一致
議案 第24号	大宜味村環境保全基金条例	本村の豊かで多様な自然環境の保全と活用による 地域振興事業の展開に資することを目的とし、地方自 治法第241条第1項の規定に基づき、本条例の設置、 管理及び処分等に関する事項について定める必要 があるため	原案可決 全会一致
議案 第25号	大宜味村むらづくり応援寄附条 例の一部を改正する条例	大宜味村環境保全基金条例の設置に伴う一部改 正	原案可決 全会一致
議案 第26号	大宜味村結い基金条例の一部 を改正する条例	大宜味村環境保全基金条例の設置に伴う一部改 正	原案可決 全会一致
議案 第27号	大宜味村議会議員選挙及び大 宜味村長選挙における選挙運 動の公費負担に関する条例	公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、 本条例を制定する必要があるため	原案可決 全会一致
議案 第28号	財産の取得について(大宜味村 学校給食センター配送車購入)	金5,239,440円で購入 契約の相手:沖縄日野自動車(株)	原案可決 全会一致
議案 第29号	令和3年度 大川川護岸改修 工事の請負契約の変更について	金7,327,100円の増額変更 災害復旧工の変更に伴う増額	原案可決 全会一致
議案 第30号	令和4年度大宜味村一般会計 補正予算(第2号)	2億9014万5千円の増額補正 予算総額:53億8110万4千円	原案可決 全会一致
議案 第31号	令和4年度大宜味村国民健康保 険特別会計補正予算(第1号)	18万7千円の予備費からの充当 予算総額:4億7206万7千円	原案可決 全会一致
議案 第32号	令和4年度大宜味村簡易水道事 業特別会計補正予算(第1号)	680万円の増額補正 予算総額:1億5706万1千円	原案可決 全会一致
議案 第33号	令和4年度大宜味村公共下水道 事業特別会計補正予算(第1号)	150万円の増額補正 予算総額:3775万7千円	原案可決 全会一致
請願 第2号	軽石被害について(請願)	羽地漁業協同組合より 県管理の港湾区域内軽石除去作業の早期完了、港 湾管理者設置の汚濁防止膜の徹底した管理と運用 及び軽石の集積除去、汚濁防止膜の決壊による軽 石被害についての養殖事業者への補償及び膜を個 人設置した事業者への費用支援等を県議会に対し 要望するよう求める 紹介議員:宮城 貢	採択 全会一致
報告 第4号	繰越明許費繰越計算書の報告 について	令和3年度大宜味村一般会計予算 地方自治法施行令第146条第2項の規定による 報告	報告

報告 第5号	繰越明許費繰越計算書の報告 について	令和3年度簡易水道事業特別会計 地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告	報告
報告 第6号	繰越明許費繰越計算書の報告 について	令和3年度公共下水道事業特別会計 地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告	報告
決議案 第3号	軽石被害に関する要望決議	村内漁業者も被害を受けていることから、請願第2号 の内容のとおり全会一致で可決し、県議会へ要望書 の送付を行った	原案可決 全会一致
陳情 第5号	国民の祝日「海の日」を7月20日 に固定化する意見書の提出を 求める陳情	海事振興連盟より 現在7月の第3月曜日とされている「海の日」を制定趣 旨等に鑑み当初の7月20日に固定化することを求め る意見書を内閣総理大臣宛に提出を願う陳情	議員配布
陳情 第6号	女性トイレの維持及びその安心 安全の確保について	女性スペースを守る会より LGBT理解増進法の策定が議論されていることに伴 い、今後も「男性用と女性用に区別して設けること」を 維持するよう労働安全衛生規則等を所管する厚生 労働省への申し入れと、女性の権利法益を守るべく 諸方策をとるよう国に対し申し入れ頂きたい	議員配布
陳情 第7号	入札及び契約制度価格の適正 化等に関する陳情	沖縄県印刷工業組合より 契約形態を物品売買から製造請負に変更について、 最低制限価格制度の導入と積算価格の適正化につ いて、入札不適格業者を排除できる仕組みの導入に ついての要望	議員配布
陳情 第8号	介護保険利用料原則2割負担 化、ケアプラン有料化、要介護1・ 2の市町村事業への移行などの 制度見直しの中止と、国庫補助 を増額し介護保険料高騰を抑 え、高齢者の尊厳と生活を守れ るよう介護保険制度の抜本的改 善を求める陳情書	沖縄県社会保障推進協議会より 介護保険利用料原則2割負担化や2割負担対象拡 大、ケアプランの有料化、要介護1・2の生活援助の総 合事業への移行、などサービスの抑制や負担増につ ながる制度の見直しを行わないよう国へ求めて頂き たい	議員配布
陳情 第9号	コロナ特例減免における国費 10割負担の復活と市町村にお ける国保料(税)負担の軽減の ための支援を求める陳情	沖縄県社会保障推進協議会より 国に対し、新型コロナウイルス感染症の影響により収 入が減少した被保険者等に係る国保料(税)の減免 に当たって、2020年度、2021年度と同様、全額国 費の財政支援を継続して頂くよう申し入れ頂きたい	議員配布
陳情 第10号	中国共産党による臓器収奪の 即時停止ならびに人権状況の 改善を求める意見書の提出に 関する陳情	県外 個人より 日本政府に対し、中国共産党による臓器収奪を非難 し、法輪功に対する迫害に代表される種々の人権侵 害の即時停止を求める意見書の提出を要望する	議員配布

## 令和4年 第5回(7月)臨時会

令和4年7月12日の日程で第5回臨時会が行われ、次のとおり決定された。

番 号	件 名	議案等の概要	結 果
承認 第5号	専決処分の承認を求めることについて (令和4年度大宜味村一般会計補正予算 (第3号))	令和4年度大宜味村一般会計補正予算 (第3号) 6月定例会後の大雨による災害の復旧費 用に関する補正の専決処分	原案可決 全会一致
議案 第34号	令和4年度大宜味村一般会計補正予算 (第4号)	275万円の予備費からの充当 訴訟等委託料(旧塩屋小学校)	原案可決 賛成多数

**賛否分かれたもの**

賛成 ×:反対 欠:欠席  
 退:棄権と意思表示しての退場  
 ※議長は採決に加わっていません。  
 ※友寄景善議員6月30日付で退職のため、  
 第5回臨時会の採決にはおりません。

結 果		大城 佐一	宮城 良治	仲井間 宗利	友寄 景善	大山 美佐子	大城 邦彦	宮城 貢	吉浜 覚	安里 重和	平良 嗣男(議長)
令和4年第4回定例会		○	○	×	○	○	○	○	○	○	-
諮問第1号	賛成多数										
令和4年第5回臨時会		○	○	退	退	退	○	○	×	退	-
議案第34号	賛成多数										

**【討論】令和4年 第5回(7月)臨時会**

**議案第3 4号 令和4年度 大宜味村一般会計補正予算 (第4号) について**

**反対討論 (吉浜 覚 議員)**

本議案は、弁護士委託料275万円の補正予算です。被告大宜味村の承認を得て原告琉球フーズ(株)が旧塩屋小学校跡地で行ったバナメイエビ養殖事業の承認を被告が違法に取り消す処分を行ったことで、原告に2億1362万円の損害が発生したとして、原告が被告に対し、国家賠償法に基づき、一部請求として1億円とこれに対する遅延金の支払いを求めて提訴した事案の訴訟に必要な訴訟対応を行う着手金・報奨金であります。この訴訟は、事業の再開にあたっては、住民理解を得ることを確認したにもかかわらず、その理解を得るための対応することなく、事業を再開する準備を進めていることが判明したことなどから、事業の追加承認を取り消したことが原因となっています。しかし、事業開始時点での、住民の理解を得るための対応は明確に示されることなく、これまでの住民説明会で原告は、「テスト的にエビ養殖を開始し、実績を作って地域の理解を得たらよい」と村長の言葉を担保に養殖に着手し1億3千万円投資しています。また、村職員による、エビ養殖事業の展開は村長の政治判断であるとの説明に加え、本件が村重要施策内部検討委員会で検討されないことも明らかになる等村行政のガバナンスの杜撰さ。エビ養殖事業の展開は村長の公人か私人かの分別がない政治判断が起因だったと言えます。村長は、旧塩屋小学校跡地活用事業を適正に進めてきた。また、裁判で十分勝てる可能性があるとしています。しかし、適性に行政運営がされているならば訴訟はありません。村財政負担がないことが求められていますが、事業開始時の政治判断は納得できるものではありません。また、住民や議員からも和解を前提としての裁判だとの情報もあり、原告、被告の癒着疑惑が晴れることのない現状では本議案に対して反対せざるを得ません。どうか、本議案に対して各議員の反対の意思を求め討論とします。

**賛成討論 (宮城 良治 議員)**

賛成の立場で討論いたします。5月12日の臨時議会でもそうでしたが毎回、行政事務手続きに関する議論になりますが、それは現在、百条委員会で不備の有無を調査し議論していく話です。今回の訴訟等委託料に関しては地方自治体が訴えられている以上は弁護士を立て応訴する事はあたりまえの事で、訴えられていることじたい侵害であります。ある議員が事業者に対し和解を持ち掛け裁判に誘導していたことに関しては大変問題なことだと思っている。地方自治法第232条で、職員では高度な法的専門知識が必要とされる訴訟は対応できないため、その事務処理に必要な経費の支弁が認められている。そのことは皆さんもお分かりだと思います。行政の事務手続きの不備の有無については百条委員会でしっかり調査し、裁判については弁護士に委託し、しっかり応訴し村民の不利益にならないようにしなければならない。議員各位にご理解と賛同をお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

## お知らせ

大宜味村議会基本条例が制定され、令和4年4月1日より施行されております。

### ~~~~~ 大宜味村議会基本条例 ~~~~~

#### 目次

##### 前 文

第1章 総則(第1条)

第2章 議会と議員の活動原則(第2条・第3条)

第3章 村民と議会の関係(第4条)

第4章 村長等と議会及び議員の関係(第5条—第8条)

第5章 自由討議の拡大(第9条)

第6章 議会・議会事務局の体制整備(第10条—第13条)

第7章 議員の身分・待遇、政治倫理(第14条・第15条)

第8章 最高規範性及び見直しの手続き(第16条—第19条)

##### 附 則

大宜味村は明治41年(1908年)4月1日、「沖縄県及び島嶼町村制」の施行により「大宜味村」となる。

本村議会は、昭和23年(1948年)3月8日に第1回大宜味村議会が開会された。先人たちの苦難の中から創造した大宜味村は伝統と村民の村を愛する誇りに支えられて、「長寿の里」「芭蕉布の里」「シークワサーの里」「ぶながやの里」として、自然豊かな環境に恵まれた村である。

大宜味村議会は村長と同様に村民から直接選挙で選ばれた村民を代表する機関である。この2つの代表機関は、共に村民の負託に応える活動をし、議会は多人数による合議制の機関として、また村長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性を生かして、村民の意思を村政に的確に反映させるために切磋琢磨し合って、大宜味村としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

議会が村民の代表機関として、地域における民主主義の発展と村民福祉の向上のために果たす役割は、ますます重要になっている。特に地方分権の時代を迎えて、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会がその持てる機能を十分に駆使して、自由闊達な討議を通して、政策の立案、決定、執行、評価における論点、争点を広く村民に明らかにする責務を有している。

議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)の規定を遵守するとともに、積極的な情報の公開、政策活動への多様な村民参加の推進、議員間の自由な討議の展開、村長その他の執行機関との持続的な緊張の保持、議員の資質の向上、公正性と透明性の確保、議会活動を支える体制の整備等について、この条例の規定を遵守し、実践することにより、村民に信頼される、議会を築こうとするものである。

このような議会の責務を果たすとともに、議会の在り方を実現するために本条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、村民に身近な議会として、議会の基本理念、議員の責務、活動原則等を定め、地方自治の本旨に基づく村民の負託に的確に応え、もって村民の福祉の向上及び豊かな村づくりの実現と、村政の発展に寄与することを目的とする。

## 第2章 議会と議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、民主主義を基本とする村民の代表機関であることを常に自覚し、公正性・透明性・信頼性を重視し、村民参加を推進し、村民に開かれた議会を目指して活動する。

- 2 議会は、議員、村長、村民が村づくり等の自由な討論の場であることを認識し、その実現のために、議会運営について協議調整し、その役割を果たさなければならない。
- 3 議長は、村民の傍聴に関し、議案の審議に用いる資料等を提供するなど、村民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めるものとする。
- 4 議長は、会議を休憩する場合には、その理由及び再開の時刻を宣告するよう努めるものとする。

(議員活動の原則)

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議の推進を重んじなければならない。

- 2 議員は、村政の課題全般について、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めるとともに、村民の意見を的確に把握し、村民の選良として、ふさわしい活動をするものとする。
- 3 議員は、地域の個別的な事案の解決だけでなく、村民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。

## 第3章 村民と議会の関係

(村民参加及び村民との連携)

第4条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、村民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会(以下「委員会」という。)及び全員協議会を原則公開する。
- 3 議会は、村民、村民団体、特定非営利活動を行なう団体等(以下「村民等」という。)との意見交換の場を設けて、議会及び議員の調査能力を強化するとともに、政策提言の拡大を図るよう努めるものとする。
- 4 議会は、提案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、情報の提供に努めるものとする。
- 5 議会は、前各項の規定に関する実効性を高める方策として、全議員の出席のもと、村民等と議員との意見交換会を少なくとも年1回開催して、議会の説明責任を果たすとともに、村民等の意見を聴取して議会運営の活性化を図るものとする。
- 6 議会は、請願及び陳情を村民等による政策提案と位置付け、真摯に取り扱うものとする。
- 7 議会は、請願者又は陳情者の求めに応じて、請願者及び陳情者が意見陳述等を行う場を設けるよう努めるものとする。
- 8 議会は、請願者又は陳情者に対し、審議結果の伝達並びに処理の経過及び結果等の情報の提供を図るものとする。

## 第4章 村長等と議会及び議員の関係

(質問、質疑における質疑応答の方法)

第5条 議会の本会議における議員と、村長、執行機関の長及び補助機関である職員(以下「村長等」という。)との質疑応答は、大宜味村議会会議規則(昭和62年議会規則第1号)第55条の規定により、同一議員につき同一議題について3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りではない。

- 2 一般質問は事前通告し、村長等は答弁書を提出するものとする。質問は一問一答方式で行う。

(村長による政策等の形成過程の説明)

第6条 議会は、村長が議会に政策、施策、計画、事業等(以下「政策等」という。)を提案予定するとき、政策等の水準を高めるため、政策等の提案に至った経緯、理由の説明を求めることができる。

3 議会は、政策等の提案を審議するに当たっては、その立案及び執行における論点及び争点を明らかにすることともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(議案審議における説明資料の提供)

第7条 議会は、村長が議会に議案を提出する場合、審議を深められるよう分かりやすい説明資料の提供を求めることができる。

(議決事件)

第8条 法第96条第2項の規定により議会が議決する事件は、別に条例で定める。

## 第5章 自由討議の拡大

(自由討議による合意形成)

第9条 議長は、議会が議員による討論の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を中心とした運営に努めるものとする。

2 議会は、本会議、委員会において、議案審議等の結論を出す場合にあっては、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

3 議員は、自由闊達な討議を経て、政策、条例、意見等の議案を積極的に提出するよう努めるものとする。

## 第6章 議会・議会事務局の体制整備

(委員会等の適切な運営)

第10条 議会は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、委員会及び全員協議会の適切な運営に務めなければならない。

(議会事務局の体制整備)

第11条 議会は、議会及び議員の政策形成・立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能を積極的に強化する。

(議員研修の充実強化)

第12条 議会は、議員の政策立案及び政策提言の能力の向上を図るため、積極的に議員研修の充実強化を図るよう努めるものとする。

(議会広報の充実)

第13条 議会は、村政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に村民に対して周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの村民が議会と村政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

## 第7章 議員の身分・待遇、政治倫理

(議員定数及び議員報酬)

第14条 議員定数(以下「定数」という。)及び議員報酬(以下「報酬」という。)は、別に条例で定める。

2 議会は、定数及び報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、村政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して村民の意見を聴取し、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。

(議員の政治倫理)

第15条 議員は、村民の負託にこたえるため、高い倫理義務が課せられていることを常に自覚し、村民の代表者としての良心と責任感を持って、議員としての品位と見識を養うよう努めなければならない。

## 第8章 最高規範性及び見直しの手続き

(最高規範性)

第16条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。

(議会及び議員の責務)

第17条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会を運営し、もって村民を代表する合議制の機関として、村民に対する責任を果たさなければならない。

(見直し手続き)

第18条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項による検討の結果、条例、規則、規程等の改正が必要な場合は、この条例の改正を含む適切な措置を講ずるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員が賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、必要な事項については、議長が別に定める。

## 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。





友寄景善議員が6月30日付で退職しました。  
平成30年に初当選し、1期3年9カ月を務め、経済建設常任委員会副委員長、大宜味村監査委員を歴任。

## 大宜味村議会議員 退職者花束贈呈

安里重和議員が7月31日付で退職しました。  
平成22年に初当選し、3期11年10カ月を務め、平成30年からの3期目は副議長・総務常任委員会委員長を歴任。



長年お疲れ様でした!

# 9月11日(日)は、大宜味村の『村長』『村議員』の選挙の日です!!

大宜味村にとって大事な選挙となりますので、必ず**投票**に行きましょう!!

## 大宜味村議会ホームページのご案内

<http://ogimi-gikai.sakura.ne.jp/site/>

- 大宜味村議会ホームページでは、議会の予定、結果、会議録、議会だより等が閲覧できます。
- スマートフォンからはQRコードをご利用ください。

